平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害共済年金」と読み替えるものとする。

5　改正前共済年金給付の受給権を有する者が改正後国民年金法附則第九条の二の二第一項の請求をした場合においては、改正後国年令第十二条の三及び第十二条の四の規定は適用せず、改正前国年令第十二条の六及び第十二条の七の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前国年令第十二条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	国家公務員共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）
	私立学校教職員共済法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）
	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法附則第七十一条第一項に規定する改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）
第一項第三号	地方公務員等共済組合法	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）
第二項	被用者年金各法による老齢厚生年金又は	厚生年金保険法による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による年金」という。）、平成二十四年一元化法附則第七十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済法による年金」という。）のうち
第二項第一号ロ	国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）

		同法附則第十二条の二の二第一項	平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の二の二第一項
		又は同法	又は平成二十四年一元化法改正前国共済法
		同法第七十七条	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条
第二項第一号ハ		地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）
		同法附則第十八条の二第一項各号	平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十八条の二第一項各号
		又は同法	又は平成二十四年一元化法改正前地共済法
		同法第七十九条	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十九条
第二項第一号ニ		私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十六条	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条
		私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の二の二第一項
		又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法	又は平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法
		私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条
第二項第一号ヘ		国家公務員共済組合法	平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法
		同法	平成二十四年一元化法改正前国共済法
第二項第一号ト		地方公務員等共済組合法	平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前地共済法
		同法	平成二十四年一元化法改正前地共済法
第二項第一号チ		私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定	平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の規定